解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

広島県庄原市東城町田黒五二六番地
財団法人田黒区会
代表清算人　瀧本　博基

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

広島県福山市今津町一一五一番地
財団法人荒神会
代表清算人　三藤　秀隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

鹿児島市鴨池新町一一番五号鴨池ニュータウンビル七〇三号
社団法人鹿児島県警友会連合会
清算人　林　重雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都品川区上大崎二丁目一三番二〇号高砂ビル白金三〇二
特定非営利活動法人ディジタル・コンテンツ・インスティテュート
清算人　太田　直久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

山梨県上野原市上野原字中宿三二八三番一
特定非営利活動法人東甲斐地産
清算人　市村　秀雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の臨時総会の決議及び、平成二十四年二月十四日付け滋賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

滋賀県栗東市御園九八一番一
滋賀県高齢者生活協同組合
代表清算人　山口　正男

解散公告（第三回）

当改良区は、平成二十三年八月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

兵庫県たつの市揖保川町正條二七九番地一
清算法人原土地改良区
清算人代表　桑田　正人

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年二月一日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

広島県山県郡北広島町有田一二三四番地
北広島町土地開発公社
代表清算人　平田　俊春

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月十九日

鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬二四八六番地
農事組合法人池之野農園
代表清算人　池之野俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市東丘三丁目三番、最後の住所北海道士別市東五条七丁目一六〇八番地三

被相続人　亡　額賀　馨示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

北海道名寄市西四条南九丁目一四番地一四
メゾン公園通り四〇一号、事務所北海道名寄市西四条南九丁目　大野ビル一F　名寄ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田頭　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前五一番地七、最後の住所仙台市太白区大塚町二八番一八号塘ハイツ二〇三

被相続人　亡　遊佐　郁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

仙台市青葉区北目町二番三九号東北中心ビル八階Ａ室　高橋善由記法律事務所
相続財産管理人　高橋善由記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県和光市南一丁目二六三三番地、最後の住所埼玉県和光市南一丁目二一番六六号

被相続人　亡　岩崎　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

群馬県前橋市亀里町一一一三番地
相続財産管理人　行政書士　矢島　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市大井八二九番地、最後の住所千葉県館山市館山一八三番地　田村病院

被相続人　亡　川名　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有三丁目二七番、最後の住所東京都葛飾区亀有三丁目二七番二八号

被相続人　亡　蓮見　繁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　高志

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十四年二月二十四日横浜地方法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人なつめの会が発足いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十四年三月十九日

横浜市保土ケ谷区今井町五〇二番地五
社会福祉法人なつめの会
理事長　依田　勲仁